（別紙）

# 観光立国推進基本計画の改定案に対するパブリックコメントの主なご意見及びそれに対する考え方

※計416の個人・団体より、496件のご意見をいただきました。
※ご意見のうち、観光立国推進基本計画の内容に関わるものについてのみ、「主なご意見」として整理を行っております。
※同趣旨のご意見はまとめて掲載しております。

| No. | 主なご意見の概要 | 観光庁の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | インバウンド増加により自転車・電動キックボードの交通違反が懸念される中で、多言語での交通ルールや罰則についての周知を強化し、実効性のあるマナー違反対策を図るべき。 | 「第３ １．（２）② Ⅵ イ サイクルツーリズムの推進」、「第３ ３．（９）キ 道路交通の安全対策等の推進」に、自転車及び特定小型原動機付自転車を含む外国人運転者向けの交通ルールの情報発信等について記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 2 | 地方部では既存の在来線の利用者を増やす方策を、都市部では交通空白地帯に新規鉄道路線を敷設する方策を検討するなど、地方部・都市部双方で交通手段の確保を積極的に行う必要があるのではないか。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 3 | 観光は重要な収益源であり、オーバーツーリズムを理由に観光振興を抑制するのではなく、訪日外国人旅行者のさらなる受入に向け、受入容量の拡大のために積極的に投資を行うべき。 | 受入容量の拡大については、「第３ １．（２）⑤ ウ 空港機能の抜本的強化等」として空港機能の強化について、また、「第３ １．（２）⑤ エ クルーズの持続的な成長に向けた取組」としてクルーズ船の大型化や寄港地の多様化への対応についてそれぞれ記載しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 4 | 観光振興が地域住民や地域産業に及ぼす恩恵やその恩恵を可視化することについて記載してはどうか。 | 「第３ １．（１）④ ア 地域住民と協働した観光振興の推進」にて記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 5 | 軽装や準備不足等、無謀な登山等を原因とする遭難救助に関しては、救助費用の自己負担化や保険加入義務化など、適切に利用者本人が負担する仕組みを導入するべき。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 6 | 観光客の過度な混雑に対応する地域への迅速な支援に関して記載すべき。 | 「第３ １．（１）① 過度の混雑対策」にて記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 7 | 白タク行為に対して規制強化を図ることについて強く賛成。 | 「第３ ３．（９）キ 道路交通の安全対策等の推進」に、白タク対策等の推進に努める旨を記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 8 | 真に観光立国の実現を目指すためには、日本人一人ひとりが文化を理解し伝えられる観光人材として向上を図る必要がある。 | いただいたご意見等を踏まえ、「第３ ３．（１）テ 地域の伝統芸能等の支援」にて日本文化への理解促進等に寄与する無形の文化財等の記述を追加しました。 |
| 9 | 訪日外国人旅行者の急増によって日常生活に悪影響が及んでいる側面もある。観光客数の増大を目指す観光政策の方向性は見直すべき。 | 本計画では、インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立を図ることとしております。 |
| 10 | 訪日外国人旅行者は、東京・京都・大阪のいわゆるゴールデンルートに集中しており、地方分散が進んでいないのではないか。 | 本計画の実施にあたり、適切に対処してまいります。 |
| 11 | 観光客の受入と住民生活の質の確保との両立を図るため、地域の関係者間の協働に関して記載すべき。 | 「第３ １．（１）④ ア 地域住民と協働した観光振興の推進」にて記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 12 | アクセシビリティ情報の標準化・可視化とモデル事業の横展開を、受入環境整備の中核施策としてより明確に位置づけることを求める。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 13 | 観光地や宿泊施設のバリアフリー化推進及びバリアフリー情報の発信等の取組を期待する。 | 「第３ ２．（２）ウ ユニバーサルツーリズムの推進」等に記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 14 | 訪日客増加により、旅館業施設や民泊における法律・条例違反が頻発し住民の生活環境が悪化している。 | 「第３ １．（１）③ ア 各種民泊の適切な運営確保」等にて、必要な対応策を記載しているところであり、いただいたご意見は本計画の実施にあたり参考とさせていただきます。 |
| 15 | 地域における効果的なインバウンド誘客に向けて、都道府県や市町村単位で広域的な戦略を策定し、分析ができるように、地方運輸局が国籍別・県別の延べ宿泊者数を公表するなど、地域レベルでの観光統計をより充実させるべき。 | 「国籍別・県別の延べ宿泊者数」については、観光庁から毎月公表させていただいております。その上で、（県別×国籍別データについては、例えば、標準誤差が大きい層もあることから（観光庁では標準誤差率が30%を超える層には、統計表で印（アスタリスク）をつけて公表）、分析にあたってはそうした点も考慮する必要があります。）観光庁や地方運輸局では様々なデータの特性も踏まえながら公表資料を検討しておりますが、そうしたご意見があることを受け止めながら、今後も資料のあり方について引き続き検討しながら公表してまいります。 |
| 16 | DMOの体制整備・機能強化のためには、観光マーケティングや観光統計に精通し、地域にコミットできる人材確保が不可欠であり、そうした人材確保のための支援が求められる。 | 「第３ １．（２）① Ⅰ 世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人（DMO）の形成」にて人材の育成・確保のためにDMOの体制整備・機能強化を推進すると記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |

| No. | 主なご意見の概要 | 観光庁の考え方 |
|---|---|---|
| 17 | 神社仏閣などの保全財源を確保して文化保全を優先すべき。 | いただいたご意見等を踏まえ、「第３　３．（１）ニ　文化財の保存・継承」にて文化財の保存・継承が重要であることの記載を充実させました。 |
| 18 | 駅舎や商店街の美的統一やロケ地誘致連動の景観整備で新たな魅力を創出すべき。 | 本計画の実施にあたり、適切に対処してまいります。 |
| 19 | 日本の魅力を様々な手法で海外にアピールし、外国人観光客の誘客につなげるべき。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 20 | アニメ・マンガ・ゲーム・特撮・VTuber等を政策対象と明記し、定義や事例集を整備してコンテンツツーリズムを推進すべき。 | 「第３　１．（２）② Ⅲ ク　アニメやマンガ、映画等のコンテンツを活用した観光の推進」等にて施策を記載しているところであり、いただいたご意見は、本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 21 | 宿泊業の受入環境整備として、料金体系の明示、追加費用の内訳、ベッド仕様・定員、清掃・リネン交換条件等を多言語で分かりやすく可視化する指針の整備を求める。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 22 | 民泊により生活環境悪化や地域景観の喪失等の問題が生じているため、実態調査や地域別の施設数上限等を設けるべき。 | 「第３　１．（１）③ ア　各種民泊の適切な運営確保」等にて、必要な対応策を記載しているところであり、いただいたご意見は本計画の実施にあたり参考とさせていただきます。 |
| 23 | 消費税免税制度が2026年以降リファンド方式へ移行されることについて賛成。 | 「第３　１．（２）② Ⅷ エ　外国人旅行者向け消費税免税店の拡大等によるショッピングツーリズムの推進」にて、消費税免税制度のリファンド方式移行について、記載をしているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 24 | 二次交通の「足」の確保についてより踏み込んだ具体策を計画に盛り込むべき。 | 「第３　１．（２）⑤ カ　「観光の足」確保に向けた「交通空白」の解消と地域交通のリ・デザインの全面展開」にて記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 25 | 人手不足等に対しフィジカルAI等の省人化投資を促進すべき。 | ご意見として承ります。 |
| 26 | 島嶼地域の維持には滞在型観光だけでなく、日帰りを含む島内外の回遊促進も重要であるため、「地域社会の維持を図る観点から、滞在型観光の促進に加え、日帰りを含む島嶼地域間や本土間の回遊促進が重要であるため」に修正すべき。 | 特定有人国境離島地域については、交流人口の拡大を進める観点から、宿泊を伴う滞在型観光の促進が重要と考えており、提示させていただいた案としております。いただいたご意見については、今後の有人国境離島の観光施策を推進するに当たっての参考とさせていただきます。 |
| 27 | 宿泊施設の改修等の支援は高い評価に値すると考えます。今後各特定有人国境離島地域の現状に即した幅広な運用を求める。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 28 | 公的施設・交通機関等における料金等の設定を見直し、地域住民が外国人旅行者の受入れによる恩恵を感じるような対策を講じることが重要である。 | 「第３　１．（１）① Ⅲ ア　地域における入域管理や予約制の導入」にて記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 29 | 「生成AI等の先端技術を活用」という内容について、「日本文化・歴史の正確性およびデータ主権を担保するため、国産LLM（大規模言語モデル）や国内AIインフラの積極的な活用を推進する」といった内容を踏まえた記載にすべき。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 30 | 各地域のルールやマナーを学習し、最適化された国産AIを観光分野においても活用することが重要である。 | ご意見として承ります。 |
| 31 | 生成 AI 検索に適した情報発信に加えて、「DMO・観光事業者等によるタイムリーな発信とコンテンツの維持更新を支援するICTサービスの整備」も追加すること、また、「日本政府観光局のウェブサイトから一元的な情報発信を行う」だけでなく、その前提となる「観光事業者・自治体コンテンツを自動集約・整理する仕組み」も追加するべき。 | DMO等による発信支援については、「第３　１．（２）① Ⅱ　地方誘客、地域周遊・長期滞在を促進するための中長期的な戦略に基づく取組の推進」に、情報発信・プロモーションの取組に対して支援を行う旨を記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。また、日本政府観光局では観光コンテンツを全国の自治体・DMO等から広く募集し、発信する取組を行っております。<br>今後も日本政府観光局にて観光コンテンツの収集、整理を行う予定であり、ご意見についても既述の内容に含める整理をしております。<br>なお、観光コンテンツの収集にあたっては、市場のニーズに合った内容とするため、自動集約には対応しておりません。 |
| 32 | 「観光産業のDX支援等を通じて収益力の向上や経営の効率化を支援」との記載については、LLM（大規模言語モデル）を基盤とするAIエージェントの活用により、人手不足の影響緩和と生産性向上を図る観点を明記すべき。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 33 | 成田スカイアクセス線の新線整備や複々線化等で空港アクセスを国策として強化すべき。 | いただいたご意見等を踏まえ、「第３　１．（２）⑤ オ　空港等へのアクセス向上」に以下の記述を追加しました。<br>・ 新線整備（複々線化） |

| No. | 主なご意見の概要 | 観光庁の考え方 |
|---|---|---|
| 34 | 地方部を積極的に周遊する旅行商品の開発による誘客強化に向けては、商品造成を担う海外旅行会社とのBtoB販路の強化が不可欠であり、「流通関係整備」という文言を追記するべき。 | いただいたご意見等を踏まえ、「第１ ２.（１） インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立」に、「旅行商品流通環境整備」の記述を追加しました。 |
| 35 | マナー啓発の推進に当たっては、旅マエでの情報発信が重要である。 | 「第３ １.（１）② マナー違反対策」にて記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 36 | 発地側の海外旅行会社とのネットワークを豊富に有し、コンテンツ造成から商品流通に至るまで中核的な役割を担っている「旅行会社」について、その機能と役割を明確に位置付ける観点から、本文中に記載すべき。 | いただいたご意見等を踏まえ、「第３ １.（２）① Ⅱ 地方誘客、地域周遊・長期滞在を促進するための中長期的な戦略に基づく取組の推進」に、「旅行会社等の 民間事業者とも連携の上」と記述しました。 |
| 37 | 四季を通じた「コト消費」コンテンツの造成支援に加え、地方が自律的に高付加価値な体験を提供できる環境整備をすべき。 | 本計画の実施にあたり、適切に対処してまいります。 |
| 38 | 小規模事業者でも導入しやすい「観光DX」の実装について支援を強化すべき。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 39 | 災害・リスクに対する強靭性（レジリエンス）の確保に向けて、具体的施策を推進すべき。 | 「第３ ３.（９）災害・感染症危機・テロ対策等安全・安心な滞在環境の実現」にて記載しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 40 | 住民満足度や混雑緩和などの効果を測ることが必要ではないか。 | 本計画の実施にあたり、参考にさせていただきます。 |
| 41 | 地方部の宿泊者数・リピーター増加には二次交通の整備が不可欠であり、交通空白地点の解消に具体的な数値目標を設定し、宿泊税などインバウンド関連財源を地方交通維持へ広域的に還元できる制度を計画に盛り込むべき。 | ご意見として承ります。 |
| 42 | 宿泊業の付加価値目標達成には、慢性的な人手不足が大きな制約となっている。DXだけでは対応困難であり、賃金水準など労働環境の具体的な数値目標を「働いてよし」の指標として設定し、待遇改善を政策的に位置付けるべき。 | 付加価値額の伸びが従業員にも還元されていることを確認する観点から、宿泊業の平均賃金の推移も注視していくこととしており、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 43 | 免税制度は転売対策や対象適正化、廃止や追加課税の選択肢も含め抜本見直しすべき。 | 「第３ １.（２）② Ⅷ エ 外国人旅行者向け消費税免税店の拡大等によるショッピングツーリズムの推進」にて記載のとおり、リファンド方式への円滑な移行に努めることとしています。 |
| 44 | 多言語情報は翻訳に留まらず図解・動画による理解支援を備えるなど、多言語表示のルールや方針を見直し、実態や意味に沿った翻訳にすべき。 | ご意見として承ります。 |
| 45 | MICEの施策が誘致や施設整備など量的拡大に偏り、交流創出という本質的価値が十分反映されていないため、レガシーを踏まえたMICE開催後の連携の継続性や参加者間の関係構築といった要素の可視化を評価軸に組み込み、地域関係者の参画や交流創出型MICEを支援する体制強化を求める。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 46 | 訪日観光客によるマナー違反や迷惑行為に対する対応強化が必要ではないか。 | 「第３ １.（１） 混雑・マナー違反等の個別課題への対応」にて記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 47 | 民泊について、不適切な事業者への厳正な対処だけでなく、適法かつ適切に運営する事業者の取組が正当に評価され、持続可能な形で事業が行われる環境の確保も図られたい。 | 「第３ １.（１）③ ア 各種民泊の適切な運営確保」等にて、必要な対応策を記載しているところであり、いただいたご意見は本計画の実施にあたり参考とさせていただきます。 |
| 48 | 住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）の見直しについては、適法かつ適切な運営実績を有する事業者や関係団体から意見を聴取する機会を設け、現場の知見を踏まえた形での検討を求める。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 49 | 民泊制度運営システムの拡充、仲介サイトとのデータ連携については、実効性や現場の利便性にも配慮しつつ、着実な推進を求める。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 50 | 本計画の目標達成に向けた進捗評価においては、民泊を含む多様な宿泊形態の貢献度が適切に測定・評価される仕組みの構築を期待する。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 51 | 日本人の所得向上・国内旅行喚起・内需拡大を優先すべき。 | ご意見として承ります。 |
| 52 | 道路などの基盤整備を行い、住民生活と観光の両立を実現すべき。 | 「第３ １.（２）⑤ ソ 地域内の道路・道の駅の整備」等にて記載のとおりであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 53 | 観光政策は人数ではなく、経済効果を高めるための「金額目標」を指標とすべき。 | 「第２ ２. 観光立国の推進に関する目標」にて訪日外国人旅行消費額、訪日外国人旅行消費額単価、国内旅行消費額も目標として記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 54 | 観光予算は国内旅行者への需要喚起や住民負担軽減に直結する領域へ重点配分すべき。 | ご意見として承ります。 |

| No. | 主なご意見の概要 | 観光庁の考え方 |
|---|---|---|
| 55 | 買物消費（モノ消費）の重要性はコト消費同等であり、相乗効果を生む関係にあるため文章表現を修正するべき。 | 本計画の実施にあたり、適切に対処してまいります。 |
| 56 | 買物消費（ショッピングツーリズム）の取組について、消費税免税店の拡大・制度や仕組みの活用に加え、Visit Japan Webの活用による利便性向上に関する記述の優先度を上げるべき。 | いただいたご意見等を踏まえ、「第３　１．（２）② Ⅷ エ　外国人旅行者向け消費税免税店の拡大等によるショッピングツーリズムの推進」にて、Visit Japan Webの活用について優先度を上げました。 |
| 57 | ウポポイの来場者数目標100万人は平成29年の閣議決定が根拠だが、実際の開業後4年間は30万人台に留まり、直近も減少傾向にある。現状と乖離した目標は施設活用の実効性を損なうため、事実を共有し、実態に合わせた適切な目標設定が必要である。 | いただいたご意見等を踏まえ、「第３　１．（２）② Ⅲ サ　アイヌ文化の魅力の発信」にて目標達成に向けた具体の施策に関する記述等を追加しました。 |
| 58 | DMOの安定財源として宿泊税や入域料を頼りにするのではなく、景気変動に強い財源設計に改めるべき。 | 「第３　１．（２）①　Ⅰ　世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人（DMO）の形成」において、「宿泊税、入域料”等”を財源とした安定的な運営資金の確保」として多様な財源を含んだ記述をしているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 59 | DMOの役割を明確にするとともに、会計状況や運営内容を市民へ積極的に開示・報告して観光地域づくりの正当性と効果を高めることを求める。 | 「DMOの登録制度に関するガイドライン」において、DMOの役割を明確にするとともに、地域住民をはじめとした多様な関係者に対する説明責任を果たす観点から、DMOの取組内容や成果等を説明・共有することとしております。本計画の実施にあたり、同ガイドラインに基づく制度を適切に運用してまいります。 |
| 60 | ユニバーサルツーリズムと情報アクセシビリティをDMOの中核業務として位置づけるべき。高齢者・障害者・子連れ・外国人など多様な利用者に対応した動線設計、情報提供、人材研修、評価指標の導入を求め、地域全体で誰もが使いやすい観光環境を整備すべき。 | 「DMOの登録制度に関するガイドライン」においても、受入環境整備に関する取組の推進をDMOの役割としてしております。本計画の実施にあたり、同ガイドラインに基づく制度を適切に運用してまいります。 |
| 61 | ユニバーサルツーリズムやバリアフリーは、一部の人への福祉的配慮ではなく、観光の裾野を広げ、地域の受入能力を高め、結果として地域経済にも寄与する基盤整備である。バリアフリー設備を「少数者向けの特別設備」ではなく、「多人数・多用途の基幹インフラ」として捉え、観光政策を進めるべき。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 62 | いわゆる特区民泊地域における住宅地での民泊による騒音・治安不安・管理不全の深刻な実害を踏まえ、住民生活を守るために民泊の厳格規制や住宅地からの排除を求める。 | ご意見として承ります。 |
| 63 | 老朽化した宿泊施設のバリアフリー化について、より一層推進を図っていく必要があるのではないか。 | 本計画の実施にあたり、適切に対処してまいります。 |
| 64 | 地方誘客に向けては、回遊促進や、二次交通・DX・人材育成を強化すべき。 | 「第３　１．（２）⑤ キ　地域交通DXの推進」等にて記載のとおりであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 65 | 観光受入れ拡大に伴う治安・生活環境への影響を踏まえ、日本の安全性という国としての重要な価値を損なわないよう、観光立国政策の見直しを慎重に検討すべき。 | ご意見として承ります。 |
| 66 | 民泊は禁止にすべき。 | 「第３　１．（１）③ ア　各種民泊の適切な運営確保」等にて、必要な対応策を記載しているところであり、いただいたご意見は本計画の実施にあたり参考とさせていただきます。 |
| 67 | 地方誘客は人数拡大ではなく、長期滞在型へ転換し、訪問者数を抑えつつ地域の消費と満足度を高める仕組みが必要である。 | 「第３　１．（２）①　Ⅱ　地方誘客、地域周遊・長期滞在を促進するための中長期的な戦略」に基づく取組の推進に、地方誘客、地域周遊・長期滞在の促進を図る旨を記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 68 | カジノに限らず、MICE・商業・宿泊・交通を一体化した「非カジノ型の統合滞在拠点」を政策として明確に位置づけ、滞在価値と地域波及を高める支援を求める。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 69 | 文化財・歴史建築・コンテンツ・地域産業を一体的に活用する横断型観光政策を計画に位置づけるべき。 | 本計画の実施にあたり、適切に対処してまいります。 |
| 70 | インバウンドの受入れと地域住民の生活の質の確保を徹底し、持続可能な観光を実現するための施策を行うべき。 | 「第３　１．インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立」等にて記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 71 | ワーケーションを関係人口創出の政策手段として実効性あるものとするには、企業が制度導入しやすくなる支援を国として講じる必要である。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 72 | 外貨獲得については賛同をするものの、インバウンドを中心とした外需依存は不安定なため、国内旅行とのバランスを取る必要がある。 | ご意見として承ります。 |
| 73 | 査証（ビザ）の審査の厳格化を行うべきではないか。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 74 | 伝統工芸は地域文化の核であり地方誘客や高付加価値化に有効なため、文化資源の重要な柱として位置付け、体験プログラム整備や販売強化などを推進すべき。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |

| No. | 主なご意見の概要 | 観光庁の考え方 |
|---|---|---|
| 75 | 広域連携DMOの強化には、運輸局の体制が不十分であり、観光庁から専門人材を配置するなど大幅な体制強化が必要である。 | ご意見として承ります。 |
| 76 | 観光客と住民が共用できる交通サービスを整備し、MaaS活用や規制緩和により一体的な地域交通の実現を求める。 | 本計画の実施にあたり、適切に対処してまいります。 |
| 77 | 観光DXを実効性あるものにするには、データ基盤の統合と標準化を進め、自治体・DMOが活用できる共通基盤を整備し、人材育成と待遇改善を含む観光人材の高度化につなげるべき。 | ご指摘の人流・消費・移動データについては、データの取得方法や活用のあり方について現在民間等において様々な創意工夫が行われている状況であり、また、データの活用主体によってどのようなデータを必要とするかも異なると認識しております。観光庁としては、こうした状況を注視しながら、データ活用のあり方について引き続き検討を行っていきます。またDMOの人材育成については、「第3　3.（3）ア　観光DXの推進」において、「DMOについては、外部人材の登用やプロパー人材の新規採用による人材確保等を促進する」と記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 78 | 持続可能な観光地域づくりのためには、DMOが農林水産業、商工業、文化、環境など多様な主体と連携することが不可欠であり、改正ガイドラインに記載された飲食・宿泊・交通・文化財・農泊・商工団体等を踏まえ、DMOと協働する主体を明確に記載し、連携体制の実効性を高めることを求める。 | 「DMOの登録制度に関するガイドライン」において、農林水産業、商工会議所、文化財、国立公園などの多様な関係者を合意形成の仕組みに参画することとしております。本計画の実施にあたり、同ガイドラインに基づく制度を適切に運用してまいります。 |
| 79 | 観光需要の創出に資する地域ブランドの振興に向けて、GI産品に加え、地域団体商標に登録された商品・サービスをはじめ、多様な地域資源を活用した取組についても記載すべき。 | いただいたご意見等を踏まえ、「第3　3.（1）チ　地域ブランドの振興」にて「地域団体商標制度」に関する記述を追記しました。 |
| 80 | 国内旅行消費額30兆円目標を実現するには、地方における魅力的な観光地形成と広域周遊・長期滞在の促進が不可欠であり、「地方誘客・消費拡大に効果の高い観光コンテンツの充実」を、「国内交流の活性化」にも位置づけてはどうか。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 81 | 観光需要は感染症など外的要因に大きく左右され、観光依存度が高い地域では雇用喪失や財政負担が生じやすく、将来の安全保障と持続可能性を踏まえた対策が必要ではないか。 | 「第3　3.（9）オ　次の感染症危機への対応」にて記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 82 | 日本の自然資本、とりわけ生物多様性は劣化が進行しており、観光資源としての基盤が損なわれつつあり、自然資本・野生生物について「保全」に加えて「回復」を明確に位置づけ、自然資本の保全・回復を好循環させる仕組みを組み込むべき。 | いただいたご意見等を踏まえ、「第3　3.（1）ア　自然資本の地域観光への利活用推進」、「第3　3.（1）エ　優れた自然の風景地及び野生生物を生かした地域づくりの推進」に以下の記述を追加しました。<br>・ それにより得られた資金や人材などを自然資本の保全・回復に回すといった保全・回復と活用が好循環するリジェネラティブな観光地域づくりを推進し、<br>・国内外から観光旅行者を呼び込む重要な観光資源でもあることから、その保全・回復と適正な利用を図る。<br>・各地域に生息する野生生物は、自然と共生する持続可能な地域づくりのシンボルとして活用されており、こうした特徴的な野生生物を適切に保全・回復するとともに |
| 83 | 予約制の導入などにより観光客数の制限を行い、過度の混雑を抑制すべき。 | 「第3　1.（1）① Ⅲ ア　地域における入域管理や予約制の導入」にて記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 84 | IRの推進について、免許審査で外資比率や議決権構造、資金調達の透明性を厳格に審査し、実質的な経営支配が国外に帰属しない制度設計とすべき。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 85 | 観光政策に「日中韓三国間の観光交流と協力の強化」等の外交・文化目標を含めるなら、観光KPIとの因果関係と費用対効果を明示すべき。 | 交流人口の拡大に向け、三国間で連携して取組を進めていくことは、訪日外国人旅行者数や日本人海外旅行者数の増加に寄与するものと考えております。 |
| 86 | 日本版ESTAによる事前チェックや犯罪歴審査・要注意人物リスト強化・再入国拒否を含む入国管理の厳格化が必要ではないか。 | 本計画の実施にあたり、適切に対処してまいります。 |
| 87 | 住民生活の質の確保を実質化するため、実装ガバナンス（責任分界・任意性・KPI仕様・公表様式）の明確化を行うべき。 | ご意見として承ります。 |
| 88 | 高付加価値コンテンツの拡充や高付加価値旅行者の受入環境整備等、産業全体の「稼ぐ力」の向上に向けた取り組みが促進されることを前提として、訪日外国人旅行消費額単価目標を上方修正すべき。 | 訪日外国人旅行消費額単価については、まずは25万円への引上げを確実に達成することを目指し、その後も持続的に更なる消費拡大を図ることとしています。 |
| 89 | 旅行者に責任ある観光（レスポンシブルツーリズム）意識の醸成を追記すべき。 | 「第4　1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化」に、観光旅行者の役割について記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |

| No. | 主なご意見の概要 | 観光庁の考え方 |
|---|---|---|
| 90 | 広域連携DMOの機能強化に加え、財政的に自立できる経営強化支援についても追記すべき。 | 「第３　１．（２）①　Ⅰ　世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人（DMO）の形成」において、「宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援する」と記述をしているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 91 | 観光DXの推進が人手不足への対応にも資する旨を追記すべき。 | 「第３　１．（６）ア　観光地・観光産業の担い手の確保」にて記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 92 | 国の観光人材育成プログラムでは、「観光地経営人材コース」と「観光産業人材コース」を実施しているが、各研修・講習の認知度向上に向けた取組と事業者が受講しやすい環境を整えるべき。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 93 | 初等・中等・高等教育課程における観光教育の拡充に関して追記してはどうか。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 94 | 外国人の雇用について、事業者からは「文化や言語の壁に加えて、複雑な手続き・制度への対応に課題を感じている」との声もあり、事業者の負担に配慮した環境整備についても記述を追記すべき。 | 「第３　１．（６）ア　観光地・観光産業の担い手の確保」にて記載しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 95 | 現在は税収の使途として、主に国際観光振興に関する施策に充てられているが、人材確保・育成を含め、使途を見直すことの記載をすべきであり、税額の引き上げに際しては、アウトバウンドへの影響にも考慮されるとともに使途決定のプロセスと成果の公表を通じて、透明性を担保する必要があるのではないか。 | ご意見として承ります。 |
| 96 | 老朽化した施設更新のため、観光事業者が付加価値向上投資を行える環境整備を、優先的かつ重点的に強化を方針に入れるべき。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 97 | オーバーツーリズムについては、５年間の計画期間内で漸進的に対応する課題ではなく、緊急性の高い社会課題として早期に具体的成果を出すべきであり、対症療法的な混雑対策等にとどまらず、持続可能な観光立国を実現するための中期・長期視点に立った戦略を明確に立案すべき。 | 本計画の実施にあたり、参考にさせていただきます。 |
| 98 | 高付加価値型観光へ転換し、持続可能で質の高い観光を目指すべき。 | 本計画の実施にあたり、適切に対処してまいります。 |
| 99 | 短期滞在型の観光ではなく、長期滞在型の観光へ転換するべき。 | 「第３　１．（２）①　Ⅱ　地方誘客、地域周遊・長期滞在を促進するための中長期的な戦略に基づく取組の推進」に、地方誘客、地域周遊・長期滞在の促進を図る旨を記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 100 | 持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数や国際認証・表彰地域数の目標について、継続的な指標として維持し、引き続き取り組むことが重要。 | ご意見として承ります。 |
| 101 | AI等を活用した地域・DMOによる包括的なモニタリング及びDMOが収集したデータの情報公開について盛り込むべき。 | DMOが収集したデータの情報公開については、「DMOの登録制度に関するガイドライン」において、旅行消費額や延べ宿泊者数等の必須KGI・KPIを、地域住民をはじめとする多様な関係者に対し説明・共有することとしております。本計画の実施にあたり、同ガイドラインに基づく制度を適切に運用してまいります。またその他の部分については今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。 |
| 102 | 現在、全国通訳案内士を含むガイド職はガイド業務のみで生計を維持することが極めて困難な状況にあり、また、人材不足を解消するため、日本文化への造詣が深い在日外国人人材の活用も推進すべき。 | 通訳案内士につきましては、訪日外国人旅行者の満足度の高い旅行を支える上で重要な役割を担っており、多様な旅行者ニーズに対応する観点から、その質の維持・向上および利用促進が重要であると認識しております。<br>全国通訳案内士試験は在日外国人も受験可能であり、在日外国人を含め、通訳案内士の認知度向上及び就業機会の拡大に向けた取組を進めてまいります。<br>併せて、地域の文化・歴史・自然等の魅力を伝えるローカルガイドにつきましても、在日外国人を含むポテンシャル人材など担い手の裾野の拡大に向けた取組を進めており、引き続きガイド人材と観光コンテンツの安定的な供給のための取組を支援してまいります。 |
| 103 | 民泊の規制を強化し、施設数を減らすべき。 | 「第３　１．（１）③ア　各種民泊の適切な運営確保」等にて、必要な対応策を記載しているところであり、いただいたご意見は本計画の実施にあたり参考とさせていただきます。 |
| 104 | ショッピングツーリズムを免税制度の利便性向上だけでなく、地域文化の理解促進と地場産業の高付加価値化の視点からも推進すべき。 | 本計画の実施にあたり、適切に対処してまいります。 |

| No. | 主なご意見の概要 | 観光庁の考え方 |
|---|---|---|
| 105 | 日本版ESTAを導入するとともに、「ダイナミックプライシング」機能を組み込むことで、需要の平準化を誘導し、オーバーツーリズムの未然防止を図るべき。また、事前審査で得られたデータを匿名加工し、JNTO（日本政府観光局）やDMO（観光地域づくり法人）へ還元する仕組みを構築すべき。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 106 | 補助金の受け皿としてのDMO支援ではなく、地域が客観的データに基づき策定した独自の戦略を国が評価し、集中的に後押しする「提案型支援制度」への移行をすべき。 | ご意見として承ります。 |
| 107 | DMO専門人材の育成・認証制度の整備や、経営人材が地域間で流動的に活躍できる市場の形成を支援すべき。 | 「第３　１．（２）①　Ⅰ　世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人（DMO）の形成」において、「人材の育成・確保や～を支援することにより、DMOの体制整備・機能強化を推進する」と記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。<br>また、「DMOの登録制度に関するガイドライン」においても、更新登録要件として、経営層、中核人材及び実務人材それぞれに研修受講を規定しております。本計画の実施にあたり、同ガイドラインに基づく制度を適切に運用してまいります。 |
| 108 | 国は、地域経済循環分析の手法やツールを提供し、各地域が自らの「観光事業の適正量」を見極め、それに基づく戦略を立案する取り組みを支援すべき。 | ご意見として承ります。 |
| 109 | 観光庁の予算・人員の拡充と人材育成を進め、省庁横断的な司令塔機能を強化すべき。 | 「第４　１．多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化」に、観光庁の役割について記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 110 | JNTOのマーケティング機能と日本版ESTAから得られるデータを連携させ、より精度の高いプロモーション戦略を実行できる体制を構築すべき。また、収集したデータや知見を積極的に地域に還元すべき。 | 本計画の実施にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 111 | 入国審査官の増員や処遇改善、顔認証ゲートの拡充、AI審査支援システムの導入など、入国管理体制への投資を強化すべき。 | 本計画の実施にあたり、適切に対処してまいります。 |
| 112 | 過度の混雑やマナー違反の問題は日本全国ではなく、限られたエリアで発生しているということを明示すべき。 | 「第３　１．（１）　混雑・マナー違反等の個別課題への対応」等にて記述しているところであり、ご意見を踏まえて適切に対処してまいります。 |
| 113 | 経済効果19兆円を算出する計算根拠を注釈に記載すべき。 | いただいたご意見等を踏まえて、「第１　１．はじめに」に注釈を追記しました。 |